

教育委員会所管施設のうち、あらかじめ指定する理由 ◆厚八運動場

<非公募理由>

- ◆ 岐阜市域外に設置されている施設で、施設がある地元の地方公共団体を指定管理者とする施設（岐阜市指定管理者制度基本方針「公募・非公募の考え方(7)(d)」）

【具体的な理由】

厚八運動場は、昭和 59 年 4 月に岐阜市と岐南町が共有する公の施設として、組合立厚八中学校の跡地に建設され、岐阜市民、岐南町民がともに利用している。施設維持管理経費は面積按分をもとにそれぞれが負担しているが、複数の団体で管理することは合理的でないため、指定管理者として施設が所在する地方公共団体をあらかじめ指定したい。

<参考>

岐阜市と岐南町の共有施設（地方自治法第 244 条の 3）

⇒ 面積持分比率は**岐阜市 6 ・ 岐南町 4**

面積	14,057.29 m ²
⇒内訳	岐阜市 7,421.64 m ²
	岐南町 4,844.70 m ²
	県土木 1,790.95 m ²

所在地は岐南町

(羽島郡岐南町みやまち 1 丁目 91、92 番地)



(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。